～武生労働基準監督署からのお願い～

建築物・工作物の改修・解体工事を請け負う事業者様

現場に掲示しなければならないものを きちんと掲示できてますか！

●掲示漏れがないかチェックしてみましょう！！

①石綿事前調査結果のお知らせ

石綿がある・なし関係なく 掲示が必要です！！

【石綿含有あり・なしのどちらでも使用可】

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第8項の規定による事前調査結果の報告※1、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第3条第1項及び大気汚染防止法第18条の15第3項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：○○○○解体工事作業所

届出先及び届出年月日	東京都○○　労働基準監督署 収受 ㊞ 直・郵・電　○○市㊞	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株)　代表取締役社長　○○　○○
解体等工事期間		令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○－○
石綿含有(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日 ～	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	

調査方法の概要（調査箇所）

【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査
【調査箇所】建築物全体（1階～4階）
※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。
（例）1階機械室（改修等工事対象場所）

調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）

【石綿含有あり】
1階　機械室　吹付け石綿　クリソタイル
1階　機械室　保温材（石綿含有とみなし）
エレベーターシャフト　吹付け石綿　クリソタイル
【石綿含有なし】○数字は右下欄のその他の事項」を参照
1～4階　トイレ内PS　保温材②
1～4階　床：ビニル床タイル③、天井：フレキシブルボード④　その他の建材⑤⑥

元請業者（工事の施工者かつ調査者）
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
○○建設株式会社　代表取締役社長　○○　○○
住所
東京都○○区○－○
現場責任者氏名　○○　○○
連絡場所　TEL　03－××××－××××
○○　○○　を石綿作業主任者に選任しています。

調査を行った者（分析等の実施者）
氏名又は名称及び住所
事前調査・試料採取を実施した者
（特定建築物石綿含有建材調査者
○○環境（株）氏名　○○　○○　登録番号　○○○○
住所　東京都○○区○○－○○
分析を実施した者
○○○環境分析センター
氏名　○○　○○　登録番号　○○○○
住所　埼玉県○○市○○－○○

石綿飛散等作業（特定粉じん排出等作業）の方法

石綿含有建材（特定建築材料）の除去方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	
特定粉じん排出等作業	機械・装置・設備	機械：集じん・排気装置　装置：○○○-2000　設置数：○台
	排気能力(m³/min)	○○m³/min（1時間あたりの排気能力4万m³以上）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	HEPAフィルタ　捕集効率：99.97%　粒子径：0.3μm
使用する資材及びその種類		・養生用シート：○○○○　・固化剤薬液：○○○○ ・飛散防止シート（厚さ：○0mm、その他○mm）　・強粘テープ　等
その他の石綿（特定粉じん）の飛散又は発散の防止方法		（例）・吹付け材に薬液を注入する等により表層部を固定する封じ込め工法※1 （例）・建材材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法※2
備考：その他の事例等の届出年月日		

○○区建築物の解体工事等に関する事前（令和○○年○月○日届出）

石綿の使用状況の調査結果

（□箇所には✓を記入）

事業場の名称	会社名・工事名：	現場責任者：
建築物等の種別	□ ビル　□ 低層住宅　□ 建築設備　□（　　）	
調査方法・調査箇所	□ 設計図書の確認　□ 現場における目視　□ 石綿含有率の分析　□（　　） （調査箇所）	
発注者からの通知	□ 有り（□ 設計図書　□ 施工記録　□ 改修記録　□ その他） □ 無し	
調査結果	□ 石綿含有なし　□ 石綿含有あり （石綿含有分析結果の概要：石綿使用箇所、名称、含有率を記載）	
調査者氏名・所属	調査者氏名：	所属：
	分析機関名：	分析者名：
調査終了年月日	平成　年　月　日	

②石綿がある場合のみ必要な掲示物

(1) 関係者以外立ち入り禁止

(2) 石綿作業主任者

(3) 作業内喫煙・飲食の禁止

(4) 石綿の取扱い上の注意等

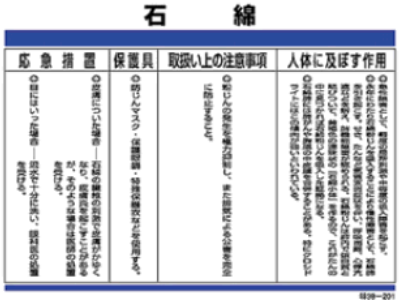

石　綿

応急措置	保護具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
○吸引について処置 石綿の飛散の状況や作業内容によって、低濃度を短かくすることが必要だが、そのような装備は医師の指導を受けること。 ○目については、石綿粉塵が目に入ったときは、直ちに十分に洗い、眼科医の診察を受けること。	○防じんマスク・保護眼鏡・特殊保護衣などを使用する。	○粉じんの発生を極力抑制し、また排気による公害を防止すること。	○発癌性があり、潜伏期間が十年以上と長く、しかも石綿肺とは別に、肺癌を起こすことが多い。 ○石綿肺は進行すると呼吸困難を伴うようになる。 ○石綿による肺癌は、石綿肺の有無にかかわらず、ひとたびこれを発症すると、ほとんどが死亡する。

★ほかにも以下の掲示が必要です！！

①建設業の許可票または解体工事業者登録票

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可（　）第　号		
許可年月日			

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年　月　日
技術管理者の氏名	

②労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	年　月　日
労働保険番号	
工事期間	自　年　月　日 至　年　月　日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

車に掲示物を積んであるだけでは、掲示にはなりません！

近隣住民や通行人等は
あなたの現場を見ています！

武生労働基準監督署